

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第 1 号基準 基本方針に適合 するものである こと	意義及び目標に関する事項	1 中心市街地の活性化に関する基本 方針 3 中心市街地活性化の目標 に記載
	認定の手續	9 [2]に記載
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	2 中心市街地の位置及び区域に記載
	4 から 8 までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	9 4 から 8 までに掲げる事業及び措 置の総合的かつ一体的推進に関する事 項に記載
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	10 中心市街地における都市機能の集 積の促進を図るための措置に関する事 項に記載
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	11 その他中心市街地の活性化のため に必要な事項に記載
第 2 号基準 基本計画の実施 が中心市街地の 活性化の実現に 相当程度寄与す るものであると 認められること	目標を達成するために必要 な 4 から 8 までの事業等が 記載されていること	4 から 8 までに記載
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	3 中心市街地活性化の目標に記載
第 3 号基準 基本計画が円滑 かつ確実に実施 されると見込ま れるものである こと	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	4 から 8 までに記載
	事業の実施スケジュールが 明確であること	4 から 8 までに記載